

入院時の食事代・居住費の減額について

被保険者の方が入院した時は、医療費とは別に1食あたり定められた費用の自己負担が次のとおり必要となります。住民税非課税世帯の方は、入院時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」という。)を保険医療機関に提示することで、低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの額が適用されます。

入院時に認定証をお持ちでない方は、市町村の後期高齢者医療担当に申請し、速やかに保険医療機関に提示してください。

認定証を提示しない場合は現役並み所得者、一般の額が適用されます。

認定証の有効期限は7月31日ですので、継続して入院している場合などで、引き続き限度額適用・標準負担額減額の適用を受ける場合は、8月までに必ず再申請手続きを行ってください。

未申請のままですと当該適用が受けられなくなりますのでご注意ください。

●入院時の食事代・居住費

- ・入院時食事代の自己負担額(1食あたり)

区 分		1食あたり自己負担額
現役並み所得者、一般		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12ヶ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

- ・療養病床に入院する場合の食事代・居住費

区 分	1食あたりの自己負担額	1日あたりの居住費自己負担額
現役並み所得者、一般	460円	320円
低所得者Ⅱ	210円	320円
低所得者Ⅰ	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

●申請手続きと必要なもの

- ・「認定証」の交付を受けるとき

申請場所	お住まいの市町村の後期高齢者医療担当
必要なもの	被保険者証 印(朱肉を使用するもの)

- ・「認定証」の交付を受けた低所得Ⅱの方が長期入院該当を受けるとき

申請場所	お住まいの市町村の後期高齢者医療担当
必要なもの	被保険者証 認定証 印(朱肉を使用するもの) 病院等が発行する入院期間がわかるもの(領収書等)

*「認定証」の交付を受けた低所得Ⅱの方で、入院日数が90日を超えた場合、再度申請することにより低所得者Ⅱ「90日を超える」の額が適用されます。

●認定証の発効期日・差額申請について

・「認定証」は、申請月の初日から有効です。

例：8月10日に市町村後期高齢者医療担当で申請した場合

＝8月1日から適用(新しい「認定証」を速やかに医療機関へ提示してください)。

・低所得者Ⅱ「90日を超える」の額が適用となる場合、保険医療機関では申請月翌月初日からの適用となります。適用前で該当になる部分(90日を超えた部分)については、市町村の後期高齢者医療担当へ食事差額支給の申請をしてください。

例：「認定証」交付者が、8月5日で入院90日となり、8月10日に市町村後期高齢者医療担当で「90日を超える」該当の申請をした場合

＝9月1日から適用(新しい認定証を速やかに医療機関へ提示してください)。

8月10日から8月31日までの食事差額は、市町村の後期高齢者医療担当で申請。